

地域委員の役割等

(1) 位置づけ

市長の付属機関(地方自治法第138条の4第3項)

(2) 主な役割

市長からの諮問に対し、審議、意見・答申

- ・担当区域(中之島地域)に係る地域振興に関する事項
- ・担当区域(中之島地域)に関係する本市の施策に関する事項
- ・その他、市長が必要と認める事項

担当区域(中之島地域)に係る地域のまちづくりに関する事項について、調査をし、市長に提案することができる。

(3) 委員の任期

2年間(平成27年4月1日~平成29年3月31日)

(4) 委員数

14名以内

(中之島地域の内訳:地域代表8名、地域活動団体代表3名、学識経験者1名、公募2名)

(5) 地域代表(地域委員会)と連合町内会長の役割の違い

地域代表 地域委員会への参加

- ・地域住民の代表として地域委員会に参加。
- ・中之島地域のまちづくりについて検討・議論

連合町内会長 各課へ随時要望や市政懇談会への参加

- ・連合町内会長として行政事務の受託・協力
- ・町内区域のまちづくりについて検討・協議、要望事項等を行政に報告。